

第 3 期教育振興基本計画策定に向けた基本的な考え方（案）

- 「第 3 期教育振興基本計画策定に向けた基本的な考え方」は、これまでの教育振興基本計画部会等における議論をもとに、現行計画の理念を引き継ぎつつ、現行計画の進捗状況を踏まえた課題や 2030 年以降の社会の変化を見据えた課題等へ対応していくための計画策定に向け、現時点での考え方をまとめたものである。
- 第 3 期教育振興基本計画においては、第 2 期教育振興基本計画の「自立」「協働」「創造」の理念を引き継ぎ、人材育成に反映しつつ、一人一人が豊かで安心して暮らせる社会の実現や、社会の持続的な成長・発展を目指すこととし、こうした教育の目指す姿の実現や、人生 100 年時代における生涯を通じた学びの機会の保障など、2030 年以降の社会の変化を見据えた課題解決に向けた教育政策の基本的な方針を示す。
- 今後、現行計画の更なるフォローアップや、国際的な視点から見た日本の強み、弱み等を踏まえつつ、明確化かつ精選した指標や目標達成に至るまでの道筋（ロジック）、具体的な施策、教育再生を実現するための教育投資の在り方等も含め議論し、平成 29 年中の答申取りまとめに向けて内容を充実していく必要がある。

I. 教育をめぐる現状と課題

1. 教育の使命

- 平成 18（2006）年 12 月に全面改正された教育基本法の前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことがうたわれている。また、第 1 条において、教育の目的として、「人格の完成」と、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されている。
- こうした改正教育基本法の目的・理念を踏まえ、我が国の教育は大きな成果を積み上げてきており、「教育立国」の実現に向け更なる取組を進めていく必要がある。

2. これまでの取組の成果と課題

- 教育基本法の改正後、我が国は教育振興基本計画を策定し、教育の目的

1 や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けて取組を進めてきた。

2 ○ 第1期の教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）においては、
3 平成20年からの10年間を通じて目指すべき教育の姿として、①義務教育
4 修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる、
5 ②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
6 という2点を掲げ、計画を推進した。

7 ○ また、その検証結果を踏まえ、第2期の教育振興基本計画（平成25年
8 6月14日閣議決定）においては、「自立」「協働」「創造」を基軸とした新
9 たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、生涯
10 を貫く教育の方向性を設定し、教育政策を推進してきた。

11 ○ こうした取組の成果として、PISA2015、TIMSS2015において我が国が
12 引き続き世界トップレベルであることや、全国学力・学習状況調査におい
13 て下位県の成績が全国平均に近づく状況が見られ、学力の底上げが図られ
14 ていることが明らかになっており、コミュニティ・スクールや地域学校協
15 働本部の基盤となる学校支援地域本部など学校と地域との組織的な連携・
16 協働、学校施設の耐震化、学生の主体的な学修を後押しする学修環境整備
17 などにおいて進展が見られている。

18 ○ 一方、現行計画の進捗状況を踏まえた課題として、目標や自信を持ち、
19 主体的に取り組むこと、他者への理解を促進すること、健康の確保や体力
20 の向上、社会人の学びの継続・学び直しなど生涯を通じて学び続けること、
21 グローバル化への対応といった点で、更なる取組を進めていくことが挙げ
22 られる。また、現行計画において、今後の教育投資の方向性の一つとして
23 示された「家計における教育費負担の軽減」についても、幼児教育無償化
24 の段階的推進や給付型奨学金制度の創設に着手するなど、一部進展は見ら
25 れたものの、少子化の克服や貧困の連鎖の解消の観点からも更なる取組を
26 進めていくことが重要である。

27 ※ 今後、現行計画の更なるフォローアップを実施し、その結果を踏まえ、こ
28 れまでの取組の成果と課題に関する記載を充実させる。
29

30 **3. 教育の目指すべき姿**

31 ○ 教育に求められるものは、個人の面においては、自立した人間として、
32 主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を
33 育成していくこと、社会の面においては、一人一人が活躍し、豊かで安心
34 して暮らせる社会の実現と、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発
35 展を目指していくことである。改正教育基本法やそれに基づく第1期及び
36 第2期教育振興基本計画の理念、これまでの取組の成果と課題、後述の
37

1 2030年以降の社会の変化、国際的な教育政策の動向等も踏まえ、教育の目
2 指すべき姿に向けて、取組を力強く進めていく必要がある。

3 **個人**

4 **【自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成】**

5 予測困難な変化の激しい社会を生きる上では、変化に適応するのみならず、
6 自らが自立して、主体的に社会に関わり、将来を作り出すことができるよう
7 なるべきであり、そのために、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々
8 と協働しながら新たな価値を創造することができる人材を育成することを目
9 指す。

12 **社会**

13 **【一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現】**

14 どのような時代にあっても、年齢、性別、国籍、経済事情、障害の有無など
15 多様な人々の一人一人が互いの人格を尊重し支え合いながら幸せに生きると
16 ともに、社会で自らの役割と責任を果たし、生き生きと活躍できるようにして
17 いくことが重要であり、教育を通じて全ての人々が持つ可能性を開花させること
18 で、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現を目指す。

19 **【社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展】**

20 社会・産業構造の変化に加え、少子高齢化の進展に伴う労働人口の減少が予
21 想される中において、社会の活力を維持・向上させていくために、我が国の伝
22 統と文化を継承しつつ、教育を通じて個人の資質・能力を最大限伸張し、生産
23 性の向上により経済成長を図るなど、社会（地域・国・世界）を持続的に成長・
24 発展させることを目指す。

26 **4. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題**

- 27 ○ 現在の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会の
28 あらゆる領域での活動の基盤として非常に重要であるが、この知識・情報・
29 技術をめぐる変化が加速度的に早くなっている。また、グローバル化の進
30 展等によって、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝搬し、社会の変化を正
31 確に予測することはますます難しくなっている。
- 32 ○ このような状況の中にあっても、2030年頃には、IoT (Internet of Things)
33 やビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新やグローバル化の一
34 層の進展に伴う産業構造や社会の変化、人口構造の変化や女性・高齢者等
35 の活躍の進展、雇用環境の変化等に伴う就学・就業構造の変化等が予想さ
36 れている。
- 37 ○ 変化に対応するため、政府として、教育再生に関する取組をはじめとし

1 て、地方創生、一億総活躍、働き方改革等を推進しているところであるが、
2 社会の課題を解決し、世界をリードして未来を創造していくためには、教
3 育がこれら各種の取組の中核にあって大きな役割を果たしていくことが求
4 められる。

5 6 (1) 少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化

7 ○ 我が国の人口は、平成 20 (2008) 年をピークとして減少局面にあり、
8 低出生率と長寿命化により、世界的に最も少子高齢化が進んでいる。国立
9 社会保障・人口問題研究所の予測によると、2030 年には 65 歳以上が我が
10 国の総人口の 3 割を超えるとされている。また、65 歳以上のなかでも、75
11 歳以上が多数を占め、現在よりも寿命が更に延びていくとの指摘もある。

12 ○ 少子化を受け、公立小学校・中学校・高等学校の児童生徒数はいずれも
13 近年減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年度調査結果では、小学校及び中
14 学校において過去最低の数値となっている。少子高齢化の影響により、今
15 後さらに児童生徒数の減少が見込まれる。

16 ○ また、18 歳人口の減少が見込まれる中、人口構成等を踏まえた各高等教
17 育機関の役割・機能の在り方や量的な規模の在り方について検討すること
18 が重要な課題になっている。

19 ○ 就業状況に関しては、出産・育児を機に労働市場から退出する女性が多
20 く、特に子育て期の女性において実際の労働力率と潜在的な労働力率の差
21 が大きくなっており、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況で
22 ある。また、65 歳以上の雇用者は増加しており、定年到達者の 8 割以上が
23 継続雇用されている状況である。2030 年以降の社会においても、女性や高
24 齢者等の活躍の進展が必要不可欠であると考えられる。

25 ○ 我が国の未来を支える人材が減少し、その年齢構成も大きく変化するこ
26 とにより、社会に大きな影響が生じることが想定されるところであり、教
27 育政策としてもそれらの社会変化へ対応していくことが重要である。

28 29 (2) 技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会の変化

30 ○ 2030 年頃には、Society5.0 や第 4 次産業革命ともいわれる、IoT やビッ
31 グデータ、人工知能等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活
32 を大きく変えていくことが予想されている。研究・開発・商品化から普及
33 までのスピードも加速化し、次々に生み出される新しい知識やアイデアが
34 組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定される。

35 ○ こうした技術の進展により、今後 10 年～20 年後には日本の労働人口の

1 相当規模が技術的には人工知能やロボット等により代替できるようになる
2 可能性も指摘¹されている。

3 ○ また、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、
4 我が国の在留外国人数や、海外の在留邦人数は増加している。同様の動き
5 は企業でも見られる。我が国の企業（製造業）の海外売上高比率・生産比
6 率は増加傾向となっており、今後も海外生産の拡大が見込まれる。外資系
7 企業においても、多くの企業が日本での事業内容を拡大する方針が見られ
8 る。

9 ○ グローバル化の進む中、世界の国々の相互影響と依存の度合は急速に高
10 まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題など、一国のみの問題ではな
11 く国際社会全体に関わるものとして協力して取り組むべき脅威・課題も少
12 なくない。

13 ○ このように加速化する技術革新やグローバル化による産業や社会の変化
14 は、先述の少子高齢化や団塊世代の大量退職などとともに、働く人々の環
15 境変化にもつながり、心の健康にも少なくない影響を与えている可能性が
16 ある。

17 ○ さらに、いわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感
18 が増している中、世界の GDP に占める日本の割合は低下傾向にある。2030
19 年における日本の占める割合は更に低下するとの予測がある中で、引き続
20 き、国際社会において重要な位置を占め、世界に貢献していくことができ
21 る道を目指すべきである。

22 ○ こうした変化に対応するのみならず、新しい価値を自ら生み出し、社会
23 をリードしていくためには、教育政策の役割は非常に重要であり、技術の
24 進展に対応できる人材の育成や、グローバルに活躍できる人材の育成、優
25 秀な外国人留学生の戦略的な受入れなどを推進していくことが重要である。

26 (3) 子供の貧困など格差の固定化

27 ○ 所得をはじめとした家庭の社会経済的背景と子供の学力には相関関係が
28 みられており、家計所得が高いほど4年制大学への進学率も高くなってい
29 るなど、各教育段階において影響を与えていると考えられる。

30 ○ また、最終学歴により生涯賃金には大きな差がある。子供の貧困や格差
31 問題に対して対策を講じなければ、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡
32 大・固定化が生じる可能性がある。これらの課題解決のために教育政策は
33

¹日本の労働人口の約49%がついている職業が技術的に人工知能等で代替可能となるとの予測（株式会社野村総合研究所）がある一方、技術革新によって代替できない個別業務を考慮すると、代替可能となる職業はより少なくなるとの予測（OECD ワーキングペーパー）などがある。

1 重要な役割を担っている。

2 3 (4) 地域間格差など地域の課題

4 ○ 人口移動の面では、東京一極集中の傾向が加速しており、平成 27(2015)
5 年に大阪圏や名古屋圏が 3 年連続の転出超過を記録する中で、東京圏（東
6 京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）は、若年層を中心に²、20 年連続の
7 転入超過となった。その結果、平成 27（2015）年には、全人口の 4 分の
8 1 以上が東京圏に集中している。

9 ○ 地域経済の現状として、生産性、所得水準、消費活動など様々な側面か
10 ら地方と大都市の格差が見られる。人口減少に加え、若年層が東京圏をば
11 じめとする大都市に流出する中で、地方では活性化の担い手の不足が深刻
12 化しており、地域間格差に対して対策を講じる必要がある。

13 ○ 東日本大震災や熊本地震など各地の災害に対しては、学校施設の復旧や
14 就学支援、児童生徒の心のケア、復興を支える人材の育成や地域の再生な
15 どに取り組むことが必要である。

16 17 (5) 子供を取り巻く状況変化

18 ○ 小・中学校の児童生徒に関しては、学力について、先述の国内外の学力
19 調査結果が近年改善傾向にあることのほか、学習時間は増加傾向にあると
20 の調査結果もある。また、内閣府の調査によれば、9 割以上が学校生活を
21 楽しいと感じ、保護者の 8 割は総合的に見て学校に満足している。

22 ○ また、選挙権年齢が引き下げられてから初の選挙となった第 24 回参議
23 院選挙において、18 歳の投票率は若年層の中では高い割合となり、選挙を
24 通じて社会づくりに関わっていくことへの関心が高かったことがうかがわ
25 れる。

26 ○ 一方、小学校、中学校の児童生徒に関し、判断の根拠や理由を明確に示
27 しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・考察し説明し
28 たりすることなどについて課題が指摘されている³。

29 ○ また、中学校、高等学校の生徒の自己肯定感や社会参画に対する意識に
30 関し、自分の能力に関する評価や、学ぶことの楽しさや意義が実感できて
31 いるかどうか、自分の判断や行動がよりよい社会づくりにつながるとい
32 う意識を持てているかどうかという点では、肯定的な回答が国際的に見て相

²平成 27（2015）年は 15～19 歳（2 万 6,000 人）と 20～24 歳（6 万 7,000 人）を合わせて 9 万人を超える転入超過である。さらに、近年は 25～29 歳における転入超過数も増加傾向となっている。

³文部科学省・国立教育政策研究所「平成 27 年度全国学力・学習状況調査の結果」より。

- 1 対的に低いことなども指摘されている⁴。
- 2 ○ このほか、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数は依然として相当数
3 に上っており、また、いじめにより重大な被害が生じた事案も引き続き発
4 生しているなど、生徒指導上の諸課題に引き続き取り組むことが必要であ
5 る。
- 6 ○ また、子供の就学先が本人・保護者の意向を踏まえた総合的な観点から
7 決定されるようになり、近年は発達障害を含めた障害のある子供の多くが
8 幼・小・中・高等学校等において学習していることから、特別支援学校だ
9 けでなく全ての学校において特別支援教育を実施し、その質の向上に努め
10 ていくことが求められている⁵。
- 11 ○ さらに、近年、外国籍の子供や、両親のいずれかが外国籍である子供も
12 増加傾向にあり、その母語や日本語の能力の多様化への対応が急務となっ
13 ている。
- 14 ○ 家庭の状況としては、世帯構造別に見た場合、三世帯世帯の割合が減少
15 傾向にあり、ひとり親世帯の割合が増加傾向であるとともに、共働き世帯
16 も増加している。
- 17 ○ このような家庭環境や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間
18 関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱え⁶、子供の
19 社会性や自立心などの育ちをめぐる課題等が生じている。
- 20 ○ こうした子供が抱える課題の複雑化や、社会・家庭の状況の変化の中で、
21 学校現場に求められる役割が増大し、長時間勤務など教員に過重な負担が
22 かかっていることも指摘されている⁷。これまでのように、固定化された献
23 身的教員像を前提とした学校の組織体制では、質の高い学校教育を持続発
24 展させることは困難となっている。

4 (独) 国立青少年教育振興機構「高校生の生活と意識に関する調査報告書」では、「自分には人並みの能力がある」ことに「とてもそう思う」又は「まあそう思う」と回答した高校生の割合が、日本は 55.7%であるのに対し、米国は 88.5%、中国は 90.6%、韓国は 67.8%である。また、(財) 一ツ橋文芸教育振興協会、(財) 日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識—日本・アメリカ・中国・韓国の比較— (2009年2月)」では、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」ことに「全くそう思う」又は「まあそう思う」と回答した中学生の割合が、日本は 37.3%であるのに対し、米国は 53.3%、中国は 58.3%、韓国は 66.5%であり、高校生の割合については、日本は 30.1%、米国は 69.8%、中国は 62.7%、韓国は 68.4%である。さらに、IEA「国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS2015)」質問紙調査結果では、算数・数学では小中学校とも、理科では中学校において、それぞれの教科が楽しいと回答した児童生徒の割合は国際平均よりも低く、また、中学校において、それぞれの教科が日常生活に役立つ、将来、自分が望む仕事につくために良い成績をとる必要があると回答した生徒の割合は国際平均よりも低い。

⁵特別支援教育の対象児童生徒については、今も増加傾向であり、義務教育段階の通常の学級において、知的な発達に遅れはないものの学習面又は行動面での著しい困難を示す児童生徒が 6.5%程度在籍しているという調査結果もある。

⁶ 文部科学省委託調査「平成 20 年度家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」では、37.2%が子育てについて悩みや不安があると回答。

⁷ 平成 25 (2013) 年に発表された OECD 国際教員指導環境調査によれば、我が国の中学校教員の 1 週間当たりの平均勤務時間は 53.9 時間で、調査に参加した国・地域の中で最長となっている (調査参加国・地域の平均は 38.3 時間)。

5. 国際的な教育政策の動向

- 国際的にも、2030年に向けた教育に関する取組が進められている。平成27年9月の国連総会において採択された、2016年から2030年までの国際目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された教育目標（SDGs4）達成に向け、国連教育科学文化機関（UNESCO:ユネスコ）、加盟国政府、NGO等によって、「教育2030行動枠組み」が採択され、教育分野での国際協力を一層推進していくこととされた。
- また、経済協力開発機構（OECD）では、知識、スキル、態度・価値を一体的に捉え、これからの時代に求められるコンピテンシーを検討し、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education2030」事業を推進している。
- 平成28（2016）年5月14日～15日のG7倉敷教育大臣会合において採択された倉敷宣言では、教育の果たすべき新たな役割として、①「社会的包摂」、「共通価値の尊重」の促進、②新しい時代に求められる資質・能力の育成、③新たな役割を果たすための国際協働の更なる推進で一致するとともに、教育を世界、各国の優先的なアジェンダに引き上げることの必要性や、教育への公共支出の重要性⁸、客観的根拠に基づく教育政策の推進に向けた協力を確認した。

※ 今後、OECDによる日本の教育制度に関するカントリーノートの中間報告を踏まえ、国際的な視点から見た日本の強み、弱みに関する内容を充実させる。

⁸ 2015年に開催された世界教育フォーラムにおける「仁川宣言」に即した教育への公共支出（国の状況に応じて教育への公共支出を増加させ、GDPの少なくとも4・6%または総公共支出の少なくとも15・20%を効果的に措置することを国際及び地域基準として遵守すること）の重要性を確認した。

1 **Ⅱ．今後の教育政策に関する基本的な方針**

2 ○ 前述の教育の目指すべき姿の実現には、人々が社会生活の様々な場面に
3 おいて、それぞれの得意な分野や個性に応じてリーダーシップを発揮し、
4 また、別の場面ではリーダーを支えられるようになることが重要であり、
5 これまでの教育の状況等を踏まえ、第3期教育振興基本計画においては、
6 以下の視点により具体的な施策を提示し、成果目標や指標を設定していく
7 べきである。

8 1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

9 2. 社会の持続的な発展を^{けんいん}牽引するための多様な力を育成する

10 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

11 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

12 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

13 ○ なお、教育政策の展開に当たっては、政府や民間など様々な主体が連携・
14 協働する必要があるとともに、スポーツ・文化芸術・科学技術に関する政
15 策や、子供・若者に関する政策、福祉政策、労働政策など他分野の政策と
16 連携を図りつつ、関係府省が一体となって取組を進めていくことが必要で
17 ある。

18 ○ また、地方公共団体においては、国の計画を参酌しつつ、計画を策定す
19 ることが求められており、国は地方公共団体と相互に連携を図り、優良事
20 例の横展開等により効果的な施策を推進することが重要である。

21 ○ さらに、教育施策を効果的かつ着実に進めていくとともに、教育政策の
22 意義を広く国民に伝え、理解の醸成を図っていく上でも施策の目的に照ら
23 して想定している効果が上がっているかについて、客観的根拠を踏まえ評
24 価し、その結果をフィードバックして各施策に反映させていくといった、
25 いわゆるエビデンスに基づく PDCA サイクルの確立をさらに進めていく
26 ことが必要である。

27 ○ 施策の評価に当たっては、施策の目的や性質に応じた評価を実施する必
28 要があるとともに、短期的視点での結果追求のみにならないように留意し
29 つつ、評価しながら取り組んでいくことが重要である。

30

1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

(急激に変化する社会を生き抜く上で必要な力)

○ 少子高齢化やグローバル競争の激化、第4次産業革命や Society5.0 といった急激な社会・産業構造の変化が予測され、将来が展望しにくい状況下においては、新しい社会や経済に適応する力の育成だけではなく、変化の本質や背景を見抜き、夢や目標を持って積極的に行動し、主体的に社会に参画していくための力を育成し、自信を持って可能性に挑戦することができるようにすることが重要である。

○ そのためには、学校で学ぶことと社会との接続を意識した各段階の一貫した教育を通じ、課題を抱えた人を含む全ての人に確かな学力、豊かな心、健やかな体など、よりよい人生を送るとともに社会に主体的に関わるための基礎・基本を学校・地域が連携・協働して保障していくことや、互いに助け合いながら困難の解決に向けて行動することを促すことが重要である。

(確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等)

○ 複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにし、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出したり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を構想し実現していくことが求められる。

○ このため、これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めて捉え直し、必要な力を確実に育んでいくことが重要である。

○ 近年、幼児期の教育がその後の学力や運動能力に与える影響や、大人になってからの生活への影響に関する研究が進展しており、幼稚園等を通じて全ての子供が健やかに成長するよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっている。

○ 初等中等教育段階における、2030年以降の社会の在り方を見据えた育成すべき資質・能力については、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で確実に育成するため、次期学習指導要領の周知・徹底及び着実な実施を進め、主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点）を推進することや、カリキュラム・マネジメントを確立することなどが重要である。

- 1 ○ また、一人一人が学力の3要素⁹を基盤に、自分に自信を持ち、多様な他
 2 者とともにこれからの時代を新たに創造していく力を持つことができるよ
 3 う、高大接続改革を着実に進めることが求められる。特に、高等学校教育
 4 においては、教育課程の見直し、学習・指導方法の改善と教員の指導力の
 5 向上、多面的な評価を推進するとともに、大学入学者選抜においては、学
 6 力の3要素を多面的・総合的に評価するため、各個別大学の入学者選抜の
 7 改善や新たな共通テストを導入していくことが重要である。さらに、大学
 8 教育においては、三つの方針¹⁰に基づく教学マネジメントのPDCAサイク
 9 ルの強化の取組などを更に進め、大学教育の質の向上を図ることが重要で
 10 である。
- 11 ○ こうした取組を通じて主体的・対話的で深い学びを深めていくことは、
 12 社会人となった後も、社会の変化に対応し、困難な状況に置かれても容易
 13 にあきらめることなく課題の解決に向け粘り強く取り組んでいくことにも
 14 つながるものである。
- 15 ○ 確かな学力に加え、子供の健やかな成長のためには、豊かな心や健やか
 16 な体を育むことも不可欠である。規範意識や他者への思いやり、対面での
 17 コミュニケーションを通じて人間関係を築く力の育成、日本の伝統や文化
 18 を継承・発展させるための教育を推進することや、子供の頃から各教育段
 19 階に応じて体力の向上、健康の確保を図るとともに、食育を充実すること
 20 が重要である。
- 21 ○ こうした資質・能力を育んでいく際、教職員と児童生徒との信頼関係を
 22 築くことが重要である。また、いじめや不登校など生徒指導上の諸課題に
 23 ついて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家
 24 や家庭・地域と連携しつつ未然防止と早期発見・早期対応に取り組むこと
 25 が重要である。
- 26
 27 (キャリア教育・職業教育)
- 28 ○ 将来が展望しにくい状況における社会的・職業的自立に向け、今まで以
 29 上に生き方や働き方についてしっかりとした考えを持ち、職業生活へ移行
 30 後も必要な知識・技能を身につけられるようにすることが求められる。
- 31 ○ このため、各産業を支える人材として専門的な知識・技術の習得を図る
 32 とともに、多様な課題に対応できる課題解決能力を育成することができる
 33 よう、専門高校、高等専門学校や専修学校等において、地域や産業界との

9 高大接続システム改革会議「最終報告」(平成28年3月)においては、(1)十分な知識・技能、(2)それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力等の能力、(3)これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を「学力の3要素」と呼んでいる。

10 三つの方針とは、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)のことである。

1 連携のもと、実践的な職業教育をより一層充実させていくことが重要である。
2

3
4 (学校と地域の連携・協働)

5 ○ また、学校だけではなく、地域の資源を活用し、地域が学校に関わり子
6 供の学びや育ちを支えるとともに、学校も地域に関わっていくことが重要
7 である。

8 ○ そのためには、地域とともにある学校づくりや、地域の知の拠点となる
9 大学の形成を進め、子供が地域の様々な課題を認識して解決に取り組んで
10 いくなど、学校と地域の連携・協働体制を構築することが求められる。こ
11 うした取組を通じ、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現する
12 ことは、地域の発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要である。

13
14 (障害のある子供への対応)

15 ○ 障害のある子供についても、一人一人の障害の状態やニーズに応じて、そ
16 の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育
17 の推進が必要である。あわせて、地域や社会との連携の推進や多様化する
18 個々の希望を踏まえた進路指導など、適切な指導や支援を切れ目なく提供し
19 ていくことが重要である。

20 (日本語能力が十分でない子供への対応)

21 ○ また、グローバル化の進展によってますます増加することが見込まれる、
22 海外に在留した後に帰国した児童生徒や、外国人児童生徒など、日本語指
23 導が必要な子供についても、海外における学習・生活体験を活かしつつ国
24 内の学校生活への適応を図っていく必要がある。

25
26 (多様な人材と協働する力の育成)

27 ○ 少子高齢化やグローバル化の一層の進展が予想される中においては、外
28 国人、障害者、高齢者等も含め、多様な人々がそれぞれ得意な分野で能力
29 を発揮するとともに、互いの違いを尊重しつつ支え合うことで、共生社会
30 を創り上げていくことが不可欠である。

31 ○ 特に、グローバル化に対応するためには、英語等の語学力に加えて、世
32 界の人々と積極的にコミュニケーションを取り、国際社会の中で、バラン
33 ス感覚を持ちつつ自ら挑戦する気概をもつこと、日本の歴史、伝統や文化
34 に対する理解を深め、様々な国の人々と理解し合い協働できる姿勢を育む
35 ことが重要である。

36 ○ また、障害者差別解消法の施行も踏まえ、障害のある子供が障害のない
37 子供と可能な限り共に学ぶことを追求しつつ、教育的ニーズに最も的確に

1 応える指導を提供できる、多様な学びの場を整備することが必要である。
2 こうした多様で柔軟な仕組みを整備することにより、その能力や可能性を
3 最大限に伸ばすとともに、他者となつながら、協働する力を育成することが
4 不可欠である。

5 具体的な取組例（「基本的な考え方」策定後に審議）

6 学習指導要領の着実な実施や大学教育の質の保証、高大接続改革の推進、小
7 中一貫教育の推進、自己肯定感が低い現状を改善するための環境整備、規範意
8 識や思いやりの心など豊かな心の育成、学校と地域における子供のスポーツ機
9 会の充実など健やかな体の育成、体験活動、いじめの問題への対策、不登校児
10 童生徒に対する支援や中退の防止、人権教育、インターンシップの推進、各学
11 校段階における実践的な職業教育の充実、実践的な職業教育を行う新たな高等
12 教育機関の制度化、コミュニティ・スクールの取組の加速、特別支援教育の推
13 進、日本語指導の充実、持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 など

15 **2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する**

16 （多様な個性や能力の最大限の伸長）

17 ○ 技術革新やグローバル化が更に進展する中で、少子高齢化を克服して我
18 が国が持続的に成長発展していくためには、各自が基礎・基本を身につけ
19 た上で、それぞれの得意な分野や個性に応じて社会の様々な場面において
20 リーダーシップを発揮して活躍し、新たな価値を創造して社会にインパク

21 トをもたらすことで持続的な発展を牽引していくことができるよう、優れた
22 才能の伸長を含め、それぞれの個性や能力を最大限に伸ばしていくこと
23 が不可欠である。

24
25 （グローバル人材育成等）

26 ○ グローバル化の一層の進展が予想される中、国際的視野を持ちグローバ
27 ルに活躍できる人材の育成を目指し、英語をはじめとする外国語教育を強
28 化するとともに、豊かな教養や、コミュニケーション能力、課題解決能力、
29 異文化理解の精神等を育むため、学生等の海外留学促進や国際化に向けた
30 先進的な取組を行う学校への支援等が必要である。

31 ○ また、在外教育施設など海外の様々な文化・環境の中で学ぶ児童生徒や、
32 日本国内で学ぶ外国人児童生徒など、多様な人材の個性を伸ばすための教
33 育の充実が必要である。

34 ○ さらに、外国人留学生の国内企業への就職促進や奨学金等の充実といっ
35 た受け入れ環境の整備を通じて日本で学ぶ魅力を高め、我が国社会の国際
36 化や多様化、企業の国際競争力の維持・強化のために高等学校や高等教育
37 機関を中心とした国際交流の推進や優秀な外国人留学生の確保・定着を促

1 進するとともに、日本に関心のある外国人留学生を積極的に呼び込んでい
2 くことも必要である。

3 (イノベーションを牽引する人材の育成)

4 ○ イノベーションなど社会における新たな価値の創造を牽引できる人材に
5 対しては、各分野における専門的知識に加えて、文理の枠を超えた分野横
6 断的な知識の修得、幅広い視野でニーズを捉え、技術や情報を取捨選択し
7 て課題解決のために使いこなす力などが求められている。

8 ○ こうしたイノベーションをリードする人材の育成のため、初等中等教育
9 段階においては、児童生徒の関心・素養を高め、優れた素質を有する児童
10 生徒等に対し、理数分野を含め専門性の醸成を図るとともに、幅広い視野
11 を付与し、創造性を育む教育を提供することが求められる。そのため、例
12 えば、先進的な理数教育の機会の提供や児童生徒等が相互に研鑽する場の
13 構築等の取組の充実を図る必要がある。

14 ○ また、イノベーションを牽引する人材を育成するための取組を進めてい
15 く上では、高等教育の果たすべき役割は極めて大きく、教育の基盤となる
16 研究力の向上や優秀な学生の育成強化などに取り組んでいくことが必要で
17 ある。

18 ○ 特に大学院においては、我が国の発展を担う主役として、高度な専門的
19 知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から
20 新たな価値を生み出して、既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍でき
21 る人材を社会と協働して育成していくことが重要である。

22 ○ また、人工知能や IoT などの技術革新に対応するためには、数理・情報
23 教育のすそ野を広げるとともに、最先端の情報技術を実践的に活用するこ
24 とができる人材育成の推進が重要である。また、今後の産業構造や社会シ
25 ステムの変化に対応するためには、現場レベルの改善・革新を牽引すると
26 ともに、高付加価値サービスを生み出すことができる人材を育成していく
27 ことも重要である。

28
29 (スポーツや文化芸術分野に秀でた人材の育成)

30 ○ 平成 32 (2020) 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競
31 技大会やその後を見据え、技術革新やグローバル化への対応による社会の
32 持続的な発展といった観点からの人材育成に加え、スポーツや文化芸術の
33 発展を担う人材を育てることが重要である。

34 ○ このため、スポーツや文化芸術分野において、子供のうちから本物の専
35 門家に会える機会の充実などを通じて、優れた才能や個性を見だし、伸

1 ばしていく取組が求められる。

2 具体的な取組例（「基本的な考え方」策定後に審議）

- 3 ・ グローバル人材育成（外国語教育、日本人学生の海外留学促進、スーパー
4 グローバルハイスクール、国際バカロレア等）、優秀な外国人留学生の戦略的
5 な受入れ、帰国・外国人児童生徒への教育充実、海外子女教育の充実、次代
6 の科学技術イノベーションを担う人材の育成（スーパーサイエンスハイスク
7 ール等）、独創的で優秀な研究者の養成など持続的なイノベーション創出のた
8 めの教育研究、優れた素質を有するジュニアアスリートの養成や新進芸術家
9 への研修 など

11 **3. 生涯学び、活躍できる環境を整える**

12 （一人一人が活躍していくための学びの継続）

- 13 ○ 人口減少の進む中でも、一億総活躍社会を実現し、成長と分配の好循環
14 を生み出すためには、女性や高齢者の活躍を更に支援し、これまで以上に
15 一人一人が活躍していくことが必要となる。

- 16 ○ また、技術革新の進展により、今は存在しない新しい職業への就業や、時
17 間や空間にしばられない働き方など、仕事・働き方の多様化がさらに進む
18 とともに、長寿化の進展により、これまで以上に長期にわたり刻々と変化
19 する社会へ対応し、必要な知識や技能を身につけていくことが求められる。
20 このため、年齢や性別にかかわらず、全ての人が継続して学習できる環境
21 を整備していくことが必要である。

22 （社会人の学びの継続・学び直しの推進）

- 23 ○ 学びの継続・学び直しを進めていくためには、社会に開かれた高等教育
24 を考えていくことが必要である。大学における公開講座の受講者数は、近
25 年増加傾向にあるものの、大学・専修学校における社会人受講者の割合¹¹は
26 1割程度にとどまっており、今後産業界と連携した教育カリキュラムの編
27 成・実施や働きながら学べる機会の確保、経済的な支援などを通じ、生涯
28 を通じた学びを推進していく必要がある。併せて、産業構造の変化や社会
29 人・企業等のニーズを踏まえながら、働きながら学べる教育機会の提供や
30 転職・再就職に役立つプログラムの拡充など働き方改革とも連動した取組
31 を進めていくことが重要である。

- 32 ○ また、学びの継続・学び直しの機会を増やしていく観点からも、放送大
33 学の活用やインターネットを活用した学習機会の提供を推進するとともに、
34 様々な学習成果の活用の視点から、民間における資格・検定等の活用など
35

11大学の正規課程や履修証明プログラム、科目等履修制度・聴講生制度及び専修学校の正規課程や附帯授業の受講者のうちの社会人受講者の割合を示す。（社会人受講者数：大学（学士課程）、短期大学は25歳以上の数、大学院は30歳以上の数で推計値。一部、就業者・主婦・高齢者等で職業に従事していない者の数を含む。）

- 1 による生涯学習の推進を図る必要がある。
- 2 ○ さらに、社会人の学びの継続・学び直しを推進する観点から、専修学校
3 等における専門的職業分野に関する多様な教育機会を提供していくことも
4 必要であり、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開する
5 強みを活かし、地域の産業人材の育成を進めていくことが求められる。
- 6
7 (障害者の自己実現を目指す生涯学習の推進)
- 8 ○ 障害者の活躍は全ての人が活躍できる社会を目指す上でも重要であり、
9 学校卒業後も、仕事を通じて賃金を得、社会における役割を確認していく
10 のみならず、継続して学習し、学校等で身につけた能力を維持・向上させ
11 つつ、生きがいある豊かな人生を送ることができる環境づくりを進めてい
12 くことが求められる。
- 13 ○ このため、障害者のライフステージ全体を通じた生きがいづくりや地域
14 とのつながりづくりなどに向けて、必要な学習や、スポーツや文化をはじ
15 めとした様々な分野の活動に参加できる機会を充実していくことも必要で
16 ある。
- 17
18 (人生 100 年を見据えた「二つ目の人生を生きる力」の養成)
- 19 ○ 長寿化の進展により、一人一人の人生も更に長くなることに加え、社会
20 の担い手に占める高齢者の割合はますます高くなっており、こうした人生
21 100 年となる時代において、前半の 50 年を「一つ目の人生」とすれば、「二
22 つ目の人生」も 50 年過ごすこととなる。このような時代においては、こ
23 れまで以上により多くの変化とリスクに直面することとなるとともに、こ
24 れまでの教育・就労・引退というライフステージモデルの考え方そのもの
25 が通用しなくなることが考えられる。
- 26 ○ 年齢を重ねるにつれ、一般的に体力や短期的な記憶力は低下するが言語
27 能力や日常の問題を解決する能力は伸びていくとの研究もなされている。
28 このため、「二つ目の人生」を見据えつつ、低下する体力・能力を維持向上
29 し、伸びる能力をさらに向上していくことが重要である。
- 30 ○ また、若いうちから兼業や副業など、複数の仕事をこなして収入を形成
31 したり、社会に貢献したりするといった、「一つ目の人生」と「二つ目の人
32 生」を同時に過ごす形態も増えていくことが考えられる。
- 33 ○ このような状況において、大人も知・徳・体の調和の取れた力を養って
34 いくことがますます重要となっており、健康を維持して必要な知識・技能
35 を学び、知的・人的ネットワークを構築し、人生の可能性を広げて新たな
36 ステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かにする「二つ目
37 の人生を生きる力」を養うことが不可欠となる。

1
2 具体的な取組例（「基本的な考え方」策定後に審議）

- 3 ・ 社会人や高齢者の学び直しの推進、障害者の生涯学習の推進、学びを通じ
4 た地域づくりの推進 など
5

6 **4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する**

7 （全ての人々が教育を受けられる機会の確保）

- 8 ○ 家庭の経済状況や地理的条件等にかかわらず、全ての人々が質の高い教
9 育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう
10 にするためのセーフティネットを構築することが、一人一人の豊かな人生
11 の実現に加え、我が国の成長・発展にもつながるものである。

- 12 ○ また、子供が一人増えるごとに親の経済的負担が大きくなることが、少
13 子化の一因となっており、教育費の負担軽減は、子供をもう一人持ちたい
14 という家庭の希望を叶え、少子化の進展に歯止めをかけることにもつな
15 がるものである。

- 16 ○ 幼児期の教育は、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与す
17 るものであり、全ての子供が質の高い教育を受け、共通のスタートライン
18 に立つことができるようにする必要がある。また、経済的に厳しい状況に
19 置かれた家庭の生徒の大学進学率は、他と比較して低く、意欲と能力のあ
20 る全ての子供が社会で求められる力を修得するため、安心して高等教育段
21 階へと進めることができるようにする必要がある。

- 22 ○ 加えて、障害のある子供や日本語指導が必要な子供など、多様なニーズ
23 を持つ子供が必要な教育を受けられる機会を提供するとともに、社会にお
24 いて自立的に生きる基礎となる義務教育について、様々な事情により十分
25 受けていない人々に対し、年齢等に関わりなく、多様な学習活動の実情を
26 踏まえた教育機会の確保等を進めることが求められる。

- 27 ○ 併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズ
28 に応じた教育機会を提供していく視点に立った取組が重要である。

29
30 （学校・家庭・地域が連携した教育格差への対応）

- 31 ○ 近年の社会状況の変化に伴い、家庭環境の多様化や地域社会の変化によ
32 り家庭教育が困難な社会となっており、学校の教育現場が抱える課題も複
33 雑化・困難化する中で、学校と地域の連携・協働体制の構築が進められて
34 おり、今後とも、学校教育の土台となる家庭や地域が担うべき役割とは何
35 かという観点を踏まえつつ、家庭・地域の教育力の充実を図ることが重要
36 である。

- 37 ○ また、経済的事態などを背景とした教育格差への対応は、学校をはじめ、

1 様々な主体が連携して取り組むことが必要であり、学校を子供の貧困対策
2 のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障を図るとともに、
3 学校を窓口とした福祉関係機関との連携、幼児期から高等教育段階まで切
4 れ目のない経済的支援や、地域住民等の協力による学習支援を通じて、総
5 合的な対策を進めることが重要である。

- 6 ○ さらに、困難を抱える親子の増加に対し、教育格差解消に向けた支援を
7 行うため、親の学習、読書、自然体験活動等の経験が十分でない家庭に対
8 し、地域の多様な教育資源を効果的に活用し、親子の状況等に応じたきめ
9 細かな対応を行い、教育機会の格差を解消していくことが重要である。さ
10 らに、必要な栄養摂取が十分でない子供への支援を進めていくことも重要
11 である。

12 具体的な取組例（「基本的な考え方」策定後に審議）

- 13 ・ 幼児教育の段階的無償化の推進など教育費負担軽減、不登校児童生徒の教
14 育機会の確保、夜間中学の設置促進、地域住民の協力や ICT の活用等による
15 原則無料の学習支援 など
16

17 **5. 教育政策推進のための基盤を整備する**

18 （教育政策推進の基盤）

- 19 ○ 教育の目指すべき姿の実現に向け、教育政策を推進するためには、学校
20 指導体制の整備や ICT の利活用の促進、安全・安心で質の高い教育研究環
21 境の整備、大学の財政基盤の確立や各高等教育機関の機能強化、日本型教
22 育の海外展開など、良好で質の高い基盤を整備することが重要である。

23
24 （学校指導体制の整備）

- 25 ○ 新しい教育課程の実施を含めた次世代の学校教育は、教職員の在り方に
26 かけており、障害のある子供や日本語能力が十分でない子供への対応を
27 はじめとした個々の課題に適切に対応しつつ、小学校専科指導など社会に
28 開かれた教育課程の実現等に向けた環境を整備していくことが基本である。

- 29 ○ 日本の教員は、教科の指導や生徒指導、部活動などを一体的に行ってお
30 り、その教育方法は国際的にも高く評価されているが、負担も大きいこと
31 が指摘されている。複雑化・多様化する課題へ対応しつつ教育の質を保障
32 し、社会に開かれた教育課程を実現していくためにも、新しい時代の教育
33 を担うための教員を養成するとともに、チームとしての学校を実現するた
34 めの体制を構築し、家庭・地域・関係機関との連携・協働等を更に推進す
35 ることが重要である。このため、引き続き教員の養成、採用、研修の充実
36 のほか、処遇改善等により優れた人材を確保するとともに、必要十分な教
37 職員の配置や、専門スタッフと連携・分担する体制作りを進める等、学校
38 指導体制の質・量両面からの充実が求められる。また、学校現場における

1 業務の適正化を通じて、教員が子供と向き合う時間を確保することも重要
2 である。

- 3 ○ こうした学習指導体制の整備を基軸としながら、各学校において子供の
4 目線も踏まえ創意工夫をこらした特色ある学校づくりを行っていくことが
5 必要である。

6
7 (ICT の利活用)

- 8 ○ ICT については、多様な学習機会の提供や学習者の学習・活動の記録の
9 基盤としての活用など、生涯を通じた学習の基盤であると同時に、学校教育
10 においても教員自身が授業内容や子供の姿に応じて自在に ICT を活用し
11 ながら授業設計を行えるようにすることを含め、授業・学習面と校務面の
12 両面で積極的に活用することが不可欠な手段となっていくことから、情報
13 セキュリティの確保を前提としつつ、その整備を確実に進めていくことが
14 必要である。

- 15 ○ 教育の情報化を加速するためには、国、地方公共団体、学校、家庭の役
16 割を明確にし、それぞれの責任を果たしていくことが必要である。特に学
17 校の ICT 環境については、地域や学校によってその整備状況に大きな格差
18 が生じているが、教育格差につながらないよう、今後、ICT を活用した効
19 果的な授業の実現に向け、必要なときに、児童生徒一人一台の教育用コン
20 ピュータ環境での授業の実施などを実現するために必要な ICT 環境整備を
21 進めていくことが求められる。

- 22 ○ 大学教育については、学生が主体的に学修するアクティブ・ラーニング
23 への展開を図るなど、教育の質向上の観点から ICT の利活用を積極的に推
24 進する必要がある。加えて、グローバルに進展している教育研究のオー
25 プン化に対応し、大学の知を広く国内外に発信する観点からも ICT の利活用
26 を推進することが求められる。

27
28 (安全・安心で質の高い教育研究環境の整備)

- 29 ○ 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュ
30 ニティの拠点であり、災害時には避難所ともなることから、その安全性を
31 確保することは極めて重要である。

- 32 ○ 国公立学校施設の耐震化はおおむね完了した一方で、老朽化が深刻化し
33 ており、安全面・機能面の両面において、その対策が急務である。老朽化
34 対策の実施に当たっては、教育内容・方法等の変化や多様化への対応など
35 教育環境の質的向上を図ることが必要である。また、私立学校施設につい
36 ては、国公立と比べ耐震化が大幅に遅れており、耐震化の早期完了が喫緊
37 の課題である。

1 ○ 児童生徒が安全・安心な環境下で学ぶためには、施設面の整備に加えて、
2 自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、
3 学校等における児童生徒の安全を確保することが必要である。

4 ○ また、質の高い学びを実現するため、学校図書館、社会教育施設等の教
5 育環境の充実に向けた取組を推進することも重要である。

6
7 (高等教育の基盤整備・学校間の連携強化)

8 ○ 高等教育全体としては、グローバル化や産業構造の変化等を踏まえ、特
9 に①新たな価値創出の基盤となる創造的な教育研究の高度化、②社会の変
10 化、地域や産業界の多様な要請を踏まえた実践的な教育の充実の二つの機
11 能の充実を目指すことが重要。

12 ○ 設置主体・学校種の位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた
13 上で、個々の機関が個性や特性を発揮し、教育研究等を活性化していくこ
14 とが重要であり、そのためには、財政基盤の確立や施設整備など、ソフト・
15 ハード両面の充実を図っていくことが不可欠である。

16 ○ 国立大学等施設については、老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成や
17 イノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進することが必要で
18 ある。私立大学等施設については、各大学等の建学の精神に基づく多様で
19 特色ある教育及び研究の一層の推進を図るための教育研究環境の整備を推
20 進することが求められる。

21 ○ また、高等教育のユニバーサル・アクセスを進める上で、障害の有無な
22 ど多様な学生、社会等の多様なニーズにこれまで以上に的確に対応してい
23 くことが求められるとともに、人口減少社会の中で、地域における高等教
24 育機関の教育機能の維持・向上を図っていくためには、高等教育機関間で
25 の連携を進め、各高等教育機関の強みをより活かしていく体制を地方自治
26 体の協力も得て整備していくことが必要である。

27
28 (日本型教育の海外展開)

29 ○ 高い基礎学力や規律ある生活習慣を育む初等中等教育、質の高い理数科
30 教育、高等専門学校や専修学校に代表される産業人材育成などの日本型教
31 育には、近年、諸外国からも高い関心が示されている。日本型教育の海外
32 展開は、海外から日本に来て直接学んでもらうためのきっかけとなり、諸
33 外国との強固な信頼・協力関係の構築、我が国の教育機関の国際化の促進、
34 日本の教育産業等の海外進出促進を図ることで、ひいては我が国における
35 教育政策推進の後押しとなることから、こうした取組を積極的に進めてい
36 くことが重要である。

37

- 1 具体的な取組例（「基本的な考え方」策定後に審議）
- 2 ・ 教職員指導體制・指導環境の整備、学校現場における業務の適正化の推進、
- 3 ICT 環境整備、学校施設の耐震化・老朽化対策、学校図書館、社会教育施設
- 4 等の教育環境の充実、高等教育の基盤整備、日本型教育の海外展開 など
- 5

1 Ⅲ. 国民・社会の理解が得られる教育投資の充実・教育財源の確保

2
3 ※ 教育の目指すべき姿の実現に向け、教育再生を進めていくためには、教育
4 投資の効果や必要性を社会に示して「教育は未来への先行投資である」とい
5 う理解を醸成し、財源を確保しつつ、教育投資を充実することが不可欠であ
6 り、その在り方について、今後、教育振興基本計画部会において検討を深め
7 る。

8
9 (教育投資の意義)

- 10 ○ 天然資源の乏しい我が国では人的資源が重要であり、家庭の事情に左右
11 されることなく、希望する質の高い教育を受けることで、全ての人が能力
12 と可能性を開花させることが必要不可欠である。また、教育は、それを受
13 けた者に必要な力を育み、健康や幸福度にも良い影響を与えるだけでなく、
14 その者が社会で活躍し、社会に対して貢献することができるようになるこ
15 とで、社会全体にも恩恵を与えるものである。少子高齢化の進展に伴い、
16 労働人口の減少が見込まれる中、経済社会の活力を維持・向上させるため
17 には、一人一人の生産性の向上が不可欠であり、質の高い教育を提供する
18 ことが極めて重要となる。
- 19 ○ 加えて、理想の子供数を持たない最大の理由は、子育てや教育にお金がか
20 かり過ぎることであり、教育費負担を軽減することは、少子化の克服にも
21 つながるものである。特に、妻の年齢別に見た場合、30歳未満・30代
22 前半の約8割が、子育てや教育の費用負担を理由に挙げており、若い層へ
23 の支援は少子化対策の観点からも喫緊の課題となっている。
- 24 ○ さらに、教育を受け、経済的に安定した生活を送ることができる者が増
25 加することにより、将来の税収増、将来の生活保護費、失業給付の抑制な
26 どの公的支出抑制等にもつながるとの研究や試算がある。
- 27 ○ こうした効果を踏まえると、教育立国を実現するためには、教育投資の
28 充実が不可欠である。我が国の公財政教育支出は、例えば、GDP比で見た
29 場合、2013年におけるOECD加盟国の平均は4.5%であるのに対し、我
30 が国は3.2%となっている¹²。こうしたデータは、総人口に占める在学者の
31 割合や国民負担率も踏まえる必要があるが、少子高齢化が進む中であって
32 も、一人一人の課題に丁寧に対応し、それぞれの状況に応じてその力を最
33 大限伸ばすための教育を提供していくことが重要である。
- 34 ○ 教育投資の充実のための財源に関し、教育再生実行会議第八次提言にお
35 いても述べられているとおり、人口構成の変化に対応しながら資源配分の

¹² 同年における在学者一人当たり公財政教育支出については、日本が8,510ドル、OECD平均は8,578ドルとなっている。

- 1 重点を高年齢者から子供や子育て世代にシフトしていくという視点を持つこと
2 ことが重要であり、教育財源の確保に当たっては、既存の施策や制度の不断
3 の見直しや、民間資金の活用を含む様々な方策に取り組んだ上で、それで
4 も十分な財源を確保できない場合には、税を通じた財源確保について検討
5 していくことが求められる。
- 6 ○ そのためには、広く国民の間で教育投資の効果や必要性について認識が
7 共有され、「教育は未来への先行投資である」という理解が醸成されている
8 ことが不可欠である。
- 9
10 (教育投資の充実・教育財源の確保に向けた取組)
- 11 ○ さらに、同第八次提言においては、各種教育施策について、その効果を
12 専門的・多角的に分析、検証するための体制を整備することなど、国民的
13 な議論を深めていくための方策が示されており、提言を踏まえた取組を進
14 めていくことが求められる。
- 15 ○ こうした体制の整備に当たっては、教育現場の状況を踏まえながら教育
16 政策の効果に関する研究を進めるとともに、研究を担う人材の育成や、長
17 期にわたってデータを蓄積する取組や、データを体系立てて収集・整理し、
18 分かりやすい形で全国に発信し、効果的な取組を展開していくといった、
19 いわゆるエビデンスベースでの教育政策を進めていくことが必要である。
- 20 ○ 海外では、教育政策の効果に関する客観的な根拠の測定に関する研究や
21 情報発信について、政府の組織や第三者機関などにおいて専門スタッフに
22 よる体制を構築して取り組んでいる例があり、こうした事例も参考にしつ
23 つ、我が国の実情に合わせた体制整備を進めることが重要である。